

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」更新申請のご案内

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」の有効期間は、5年以内です。以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、受付期間中に「姫路市」へ更新申請書類の提出をお願いいたします。（※郵送可）

【令和6年(2024年)の更新対象者】

勤務先の所在地が姫路市であり、かつ、姫路市が指定した小児慢性特定疾病指定医の有効期間の終期が令和6年(2024年)12月31日の方

【更新申請の受付期間】

令和6年2月2日(金)～令和6年3月8日(金) 当課必着

※有効期間の終期（令和6年12月31日）まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合は指定が失効し、新規申請として受け付けすることとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いいたします。

【指定医の種類と必要書類】

申請時において、5年以上の診断・治療に従事した経験（臨床医研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でもかまいません）がある医師が対象となります。

小児慢性特定疾病指定医の種類 (指定医番号 10桁のうち上4桁)	更新申請に必要な書類等
小児慢性特定疾病指定医(2801) 専門医資格による	①小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第6号) (★)専門医資格は新規申請時に確認済みのため添付不要。
小児慢性特定疾病指定医(2802) 専門医資格を有さず、小児慢性特定疾病指定医研修の受講による	①小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第6号) (★)小児慢性特定疾病指定医研修は新規申請時等に受講済みのため再受講は不要。
小児慢性特定疾病指定医(2802)のうち、専門医資格による指定医への変更を希望する場合	①小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第6号) ②専門医に認定されていることを証明する書類の写し (※更新申請日時点で有効期間内であるもの)
小児慢性特定疾病指定医の更新を希望しない場合	①小児慢性特定疾病指定医 辞退届出書(様式第7号) ※様式は姫路市HPにあり(裏面参照)

【提出先(郵送可)】 〒670-8530 姫路市坂田町3番地
 姫路市保健所 予防課
 電話 079-289-1635

【各種の変更手続き】

氏名、連絡先、勤務先に変更等が生じた場合は、指定変更届出書（様式第5号）等をご提出ください。

ただし、更新申請と同時に変更手続きを行う場合のみ、指定変更届出書を省略できます。（更新申請書に変更内容をご記入ください。）

各種様式等は姫路市のホームページに掲載しています。「小児慢性特定疾病医療支援事業のご案内」のページをご覧ください。

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003534.html>

【参考】

1 複数の医療機関で勤務する場合

小児慢性特定疾病指定医については、主として診断を行う医療機関が所在する自治体（都道府県、指定都市、中核市等）1か所のみ申請を行う取り扱いに変更されました。

2 勤務先を姫路市外へ変更される場合

勤務先を姫路市外へ変更される場合、勤務先の所在地を管轄する市又は都道府県へ小児慢性特定疾病指定医の指定申請をしてください。手続き等については、各県・市のホームページをご参照ください。

なお、姫路市内の医療機関での勤務をしなくなる場合、姫路市へは辞退届出書（様式第7号）をご提出いただくようお願いします。

3 小児慢性特定疾病指定医に関する県内問合せ先

勤務先の所在地	連絡先
姫路市内	姫路市保健所予防課 TEL：079-289-1635
神戸市内	神戸市こども家庭局 家庭支援課 TEL：078-322-6513
尼崎市内	尼崎市保健所 疾病対策課 TEL：06-4869-3053
西宮市内	西宮市保健所 健康増進課 TEL：0798-26-3669
明石市内	あかし保健所 健康推進課 TEL：078-918-5657
上記4市以外の 兵庫県内の市町	兵庫県 疾病対策課 TEL：078-341-7711(代表)